

本メルマガは、当社「日税フォーラム」「日税オンデマンド」でもご活躍いただいている(株)事業パートナーの代表取締役社長松本 光輝先生に 300 社を超える会社の再生の成功体験をもとに金融機関交渉に関してQ&A形式でまとめて頂きました。この情報が関与先様へのアドバイスの一助となれば幸いです。

『質問内容』

会社の業績が悪く、3、4年先は倒産の可能性もある。自宅は保証人である社長の名義で担保には入っていない。

今のうちに妻に名義を移そうと思うのだが、何といたら良いのか？

黙っていても良いのか？

《アドバイス》

現在、借入金返済のリスクをしていないのならば、妻に自宅の所有権を移すことに対して銀行に報告する必要はありません。

正常に借入金の返済ができていれば、経営者が何をやっても銀行に報告の義務はありません。

仮に、詐害行為のリスクがあったとしても詐欺行為の時効は2年です。

会社の業績が悪くなり返済も滞っている状態の時に、黙って所有権を移すと銀行との信頼関係に影響することもあります。だからと言って、自分の所有物の処分に関して銀行に許可を求める義務はありません。

いずれにしても、会社の業績が悪くならないうちにやるべきです。

〈著者プロフィール〉

松本 光輝 氏

株式会社事業パートナー 代表取締役。40年にわたり、飲食業を中心に会社経営。バブル崩壊時に25億円の負債を抱え、その後3年半でその負債を解消する。2003年より、事業再生請負人として全国行脚中。この間、依頼先の多くが1～2ヶ月以内に、資金ショートに陥るおそれ

があるという危機的状況の中から、1社も倒産させることなく、300社を優に越える会社の再生を成功させる。◎過去の経験を活かして、中小企業経営者の最高の相談者となるべく、活動を続けている。◎経営者はもとより、幹部社員の皆様・社員の皆様の声をくみ上げ、共に全社一丸となった再生を達成すべく、全力で取り組んでいる。着手後、30日以内に再生計画を作成して、実行に移している。◎会社を3年かけて再生させる独自の再生術は、他に類を見ません。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンにより依頼することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。